ではならない。

に改める。

又は－20℃のうちい

1.5%ニッケル鋼	焼ならし
2.25%ニッケル鋼	焼ならし又は焼ならし及び焼戻し
3.5%ニッケル鋼	焼ならし又は焼ならし及び焼戻し
5％ニッケル鋼	焼ならし又は焼ならし及び焼戻し

を

別表第三の表中

1.5%ニッケル鋼	焼ならし、焼ならし及び焼戻し又は焼入れ及び焼戻し
2.25%ニッケル鋼	焼ならし、焼ならし及び焼戻し又は焼入れ及び焼戻し
3.5%ニッケル鋼	焼ならし、焼ならし及び焼戻し又は焼入れ及び焼戻し
5％ニッケル鋼	焼ならし、焼ならし及び焼戻し又は焼入れ及び焼戻し

に改める。

別表第四の表中

鋼板の等級及び使用できる厚さの最大値（mm）						
A	B	D	E	AH	DH	EH
通常の厚さ						
15	25	30	50	25	45	50
—	20	25	50	20	40	50
—	—	—	20	50	—	30	50
—	—	—	—	40	—	20	40

を

A
15
—
—

に改める。

鋼板の等級及び使用できる厚さの最大値（mm）						
B	D	E	AH	DH	EH	FH
通常の厚さ						
25	30	50	25	45	50	50
20	25	50	20	40	50	50
—	20	50	—	30	50	50
—	—	40	—	20	40	50

に改める。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則第百五十八条において準用する船舶防火構造規則の告示で定める要件等を定める告示の一部改正）

第三条　危険物船舶運送及び貯蔵規則第百五十八条において準用する船舶防火構造規則の告示で定める要件等を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（船楼及び甲板室の周壁）

第一条の二　規則第百五十八条において準用する船舶防火構造規則第三十三条第一項各号列記以外の部分の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　A六〇級のA級仕切りと同等の耐火性を有するものであること。

二　窓は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ　開かない型のものであること。ただし、操舵室に設けられるものについては、迅速かつ有効にガス密に閉鎖できる場合には、この限りでない。

ロ　A六〇級のA級仕切りと同等の保全性を有するものであること。ただし、操舵室に設けられるものについては、A〇級のA級仕切りと同等の保全性を有するものとすることができる。

2　規則第百五十八条において準用する船舶防火構造規則第三十三条第一項第一号の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　居住区域、業務区域（貨物制御室、食料庫、貯蔵品室、ロッカー室及びこれらに類似した場所を除く。）、機関区域及び制御場所に通じていないこと。

二　当該場所の境界となる隔壁及び甲板がA六〇級のA級仕切りのものであること。

3　規則第百五十八条において準用する船舶防火構造規則第三十三条第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　前端から後方へ三メートルの間の部分は、鋼製のものであり、かつ、A六〇級のA級仕切りと同等の耐火性を有するものであること。

二　第一項第二号に掲げる基準

第二条第二項中「、第三十三条」を削り、「第三十七条第一項」に、「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第五条第一項中「液化化学薬品ばら積船」を「液体化学薬品ばら積船（特定液体化学薬品ばら積船を除く。）」に改め、同条第二項中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に、「及び第二項」を「及び第四項」に、「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、同条第四項中「まで（」の下に「第二十三条」を加え、「第二十九条の規定」を「第二十九条第二項の規定」に、「第二項及び第三項」を「第一項から第三項まで」に、「第二十九条の九第四項並びに第二十九条第二項」を「第二十七条の十第四項及び第五項並びに第二十七条の十三第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に船舶により運送されている液化ガス物質の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

○北陸地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　　北陸地方整備局長　藤山　秀章

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年北陸地方整備局告示第百二十六号小松都市計画道路事業三・五・三十六号粟津津波倉線及び七・七・一号粟津街なか線

三　事業施行期間　自平成十九年十月十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし